

Insights

経済価値ベースのソルベンシー規制の最終化に向けた検討状況と今後の課題

2024年春には最終基準案が公表される

金融庁は2023年6月30日に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」（以下「検討状況2023」）¹を公表しました。これは2022年6月に公表した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」（以下「暫定決定」）²に続くもので、基準の最終化に向けての論点及びその検討状況を取りまとめたものです。

WTW（ウイリス・タワーズワトソン）は、本稿において、検討状況2023のポイントを整理するとともに、欧州ソルベンシーII導入時の弊社の経験等も踏まえ、今後日本の保険会社が取り組むべき課題について考察しています。貴社における今後のERM態勢整備のご参考にして頂ければ幸いです。

なお、暫定決定の概要については、弊社刊行物「日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の概要と今後の課題（2022年8月）」（<https://www.wtwco.com/ja-jp/insights/2022/11/overview-of-economic-value-based-solvency-regulations-in-japan-and-challenges-for-insurers>）もあわせてご参照ください。

目次

1	検討状況2023の概要	1
2	第1の柱に関する制度の枠組み	2
3	標準モデル	3
4	第1の柱における内部モデルの活用	8
5	ESRに関する検証の枠組み	9
6	ESRに基づく監督措置、第2・第3の柱	10
7	保険会社にとっての課題	12

1 検討状況2023の概要

検討状況2023は、保険会社におけるフォワードルッキングな態勢整備や、関係者への新規制に関する周知・理解の促進を主な目的として、基準の最終化に向けた論点及びその検討状況をまとめたものである。

暫定決定で示された各論点について、①基準の最終化に向けての方向性、②検討経緯及び検討状況、③基準の最終化に向けての残課題、を整理しているが、一部の論点については、新たに暫定的な結論や基本的な方向性も示している。

検討状況2023の構成は以下のとおりである。

1. はじめに
2. 第1の柱に関する制度の枠組み
3. 標準モデル
4. 第1の柱における内部モデルの活用
5. ESRに関する検証の枠組み
6. ESRに基づく監督措置
7. 第2の柱
8. 第3の柱

¹ https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/05_1.pdf

² https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/03.pdf

また以下の別紙が添付されている。

- (別紙 1) 経済価値ベースの健全性政策への移行に向けたスケジュール（イメージ）
- (別紙 2) 2022年フィールドテストの結果概要
- (別紙 3) 内部モデルの審査基準案
- (別紙 4) 2022年フィールドテストにおける自然災害モデルの自己評価結果

検討状況 2023 では合計 130 の論点を扱っているが、以下では、保険会社の今後の態勢整備に関連すると思われる論点を中心に概観する。

2 第1の柱に関する制度の枠組み

2.1 新規制導入に向けたタイムライン

「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」（2020年6月26日公表、以下「有識者会議報告書」）³において示されたタイムライン（イメージ）がアップデートされている。主なポイントは以下のとおりである。

- 各論点の結論を取りまとめた基準案を 2024 年春頃に公表する。
- 2024 年の秋頃に保険監督者国際機構（以下「IAIS」）で検討されている Insurance Capital Standard（以下「ICS」）の最終化が予定されている。

基準案の公表を予定している 2024 年春頃までに、ICS の結論が不明であり、かつ ICS の結論を踏まえる必要がある論点については、ICS の最終化後に調整を行い、結論を示す。ただし、調整に当たっては、各社のシステム開発等の態勢整備への影響、ESR の水準への影響を考慮し、十分に保険会社及びその他の関係者と対話を行う。

- 上記を踏まえ、規則・告示等の公布・施行を行い、2026 年 3 月期から新基準に基づく ESR の計算・報告を開始する。

2.2 制度の枠組みに関する論点

表 1 に制度の枠組みに関する主な論点、最終化に向けての方向性、残課題を示している（表中及び以下では、金融庁による国内フィールドテストを実施年とあわせて「FT22」等と記載）。今後の態勢整備に関連するポイントとしては以下があげられる。

ESR の報告頻度・期限・中間期末の取扱い（論点 2.2①-②）

- 現行のソルベンシー・マージン比率（以下「SMR」）と同様、年度末は基準日から 4 か月以内（7 月末まで）、中間期末は基準日から 3 か月以内（12 月末まで）とすることを基本的な方向性としている。

表 1 制度の枠組みに関する主な論点

番号	論点	最終化に向けての方向性	残課題
論点 2.2①	ESR の報告期限	SMR と同様、年度末は基準日から 4 か月以内、中間期は基準日から 3 か月以内とすることが考えられる。その他の論点の検討状況及び保険会社の態勢整備の状況を踏まえて引き続き検討する。	ESR の報告期限及びその経過措置の取扱いについて、関連する各論点の検討状況や保険会社の態勢整備の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。
論点 2.2②	中間期末における ESR の計算に関する仕様	原則、年度末と同様の仕様とすることを基本的な方向性とする。中間期末における簡便的な取扱いについては、ガイドライン等で明確化を検討する。また、中間期末における、当局への提出資料や内部検証及び外部専門家による検証についても、引き続き検討する。	中間期末の ESR に係る以下の各論点について、引き続き検討する。 ・ 中間期末における ESR の計算についての簡便的な取扱い（保険負債の非経済前提や保険リスク等） ・ 当局への提出資料 ・ 内部検証及び外部専門家による検証
論点 2.3①	プロポーショナルリテ原則について、適切な運用が行われるための制度設計の全体像	原則として FT22 の仕様を維持することとし、一定の定量基準は定めないものの、判断の妥当性を確保するための多面的な方策（原則を補完するガイドライン、独立した検証等）を講じることを基本的な方向性とする。FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。	制度の詳細（論点 2.3②～2.3⑤）について、引き続き検討する。
論点 2.4③	連結の範囲	連結対象とする子会社の範囲については、会計上の取扱いに準拠しつつ、ESR に与える影響から保険会社が重要と判断した金融子会社についても連結対象とすることを暫定的な結論とする。	ESR に与える影響の重要性の判断基準や、連結の範囲の適切性の検証について、「2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い」及び「5.1 内部の検証態勢」の検討状況も踏まえつつ、引き続き検討する。

³ https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf

- 実務負荷や他の論点とも関係するため、報告期限や中間期末における取扱いについての結論は示されていない。

重要性を踏まえた実務的な取扱い（論点 2.3①-⑤）

プロポーシヨナリティ原則⁴については、暫定決定において、適切な運用が行われるような制度設計について2023年頃に具体的な方向性を示すこととしている。これを受けて、以下の方向性が示されている。

- プロポーシヨナリティ原則を補完するガイドラインの素案が提示されており、FT23を通じた実態把握や関係者との対話により、最終化を行うこととしている。ガイドライン素案では「原則的な取扱いによるESRと簡便的な取扱いによるESRの差異がX%未満」といった明示的な定量基準は定めず、その他の指標等による定量的評価や定性的評価による判断も許容している。またFT23では、「原則的な取扱いを行う場合、得られる効果に対して実務負荷が増加する理由」と「計算結果に与える重要性が低いと判断した理由」を質問票に記載することになっている。
- プロポーシヨナリティ原則に関する判断の妥当性についての独立した検証を行うことを基本的な方向性としており、内部検証や外部専門家による独立した検証の論点とあわせて引き続き検討することとなっている。
- 金融庁への報告、外部への開示を基本的な方向性としているが、報告内容や開示事項については残課題となっている。

連結規制の枠組み（論点 2.4①-④）

連結規制の枠組みに関する論点について、以下の方向性が示されている。

- 海外子会社を対象として合算手法⁵を新規制に取り入れることについて、IAISの議論の動向等も踏まえつつ、慎重に検討することになっている。
- 最上位ではない保険会社を頂点とする連結（以下「中間連結」）のESRを報告対象とするかについては、規模の大きい保険グループにおいては、最上位連結のESRのみでは、各保険会社における子会社の影響が必ずしも捕捉しきれない可能性がある一方で、子会社株式にルックスルー・アプローチ（以下「LTA⁶」）を適用してい

る場合の取扱いとも関連するため、引き続き検討することとなっている。

- 連結対象とする子会社の範囲については、会計上の取扱いに準拠しつつ、ESRに与える影響から保険会社が重要と判断した金融子会社についても連結対象とする暫定決定を踏襲している。また連結対象となった子会社について、計算に必要な情報を取得することが困難等の場合には当該子会社への出資額を適格資本から控除する、といった共通の簡便的手法を定めることはせず、プロポーシヨナリティ原則や連結範囲の適切性の検証の検討も踏まえて保険会社の判断に委ねられる方向性となっている。
- 海外子会社の買収直後の簡便的な取扱いの必要性及び取り得る簡便的な手法について、引き続き検討する。

3 標準モデル

標準モデルについては、暫定決定において、優先度の高い論点について、暫定的な結論及び基本的な方向性を既に示している。このため、検討状況2023で扱っている標準モデルに関する82の論点のうち、30の論点については残課題を「特になし」と整理している。新たに暫定的な結論や基本的な方向性を示している論点は、リスク係数等のパラメータや仕様に係る技術的な調整・明確化等の影響が小さいことが想定される論点やICSにおいて継続的な検討が行われている論点を中心である。

3.1 バランスシートに関する論点

バランスシートに関する論点として、国際財務報告基準（以下「IFRS」）を出発点としたESRの計算（論点 3.2①）、バランスシートの勘定科目（論点 3.2②）、保険負債以外のバランスシート項目に係る評価基準（論点 3.2③）があるが、いずれも暫定決定とおりの方向性が示されている。

3.2 経済価値ベース評価手法に関する論点

経済価値ベース評価手法については、現在推計、割引率、MOCE、資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債、を対象として、23の論点があるが、割引率やMOCEに関する技術的な仕様については概ね暫定決定とおりの方向性が示されており、残課題も少ない。

表2には今後の検討結果によっては仕様が変わる可能性のある主な論点をあげている。

⁴ ある特定の要素又は方法を当該計算及び評価に適用した結果、得られる数値の質又は当該数値に関連するリスクの評価が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示せる場合、当該要素又は方法を適用しない、あるいは簡素化することができるという考え方。

⁵ 合算手法は、グループ内の各会社が所在する法域において適用される資本規制上の適格資本及び所要資本に対して、「スケイラー」と呼ばれる係数を乗じる等の一定の調整を行い、それぞれについてグループ全体で合算した数値に基づき連結ソルベンシー比率を算出することが基本的な考え方となっている。IAISではICSのモニタリング期間終了時（2024年末）までにその評価が行われる予定となっている。

⁶ 子会社が実際に保有する資産・負債を親会社のバランスシートに反映し、それをベースに所要資本・適格資本を計測する方法。

現在推計（論点 3.3.1①）

保険負債の現在推計についてはその解釈によって多様性が生じ得ることから、暫定決定では追加的なガイドライン（案）を提示しており、FT22より現在推計に関するガイドラインが継続して設定されている。

現在推計に関する論点としては、出再保険契約に関する契約の境界線（論点 3.3.1①）を扱っている。出再保険契約に関する契約の境界線については、元受契約と同様の基準により判断することが基本的な方向性であるが、FT22では「元受契約と出再保険契約の期間のミスマッチがある場合、元受契約の期間中に再保険契約を更新する蓋然性が高いと判断されることを条件に出再保険契約の更新を見込むことができる」（仕様書脚注 23）としていた。しかしながら、出再保険契約について、元受契約（及び受再契約）の契約の境界線と異なる基準を適用する合理性は乏しいとの判断から、FT23では「更新する蓋然性」を基準から外すとともに、ESRへの影響及び各社の実務差異を把握することになっており、今後必要に応じて仕様の修正を行う。

割引率（論点 3.3.2①-⑮）

ベースイールドカーブ（無リスク金利）に関しては、ICSと同様、日本円に適用される最終観測可能年限（以下「LOT」）は30年（論点 3.3.2①）、終局金利（以下「UFR」）は3.8%（論点 3.3.2②）、とした。

上乘セスプレッド（調整後スプレッド）に関しても、基本的な方向性は暫定決定のとおりであるが、以下の論点についてはFT23で追加的な情報収集を行って引き続き検討することになっている。

- 市場のスプレッド拡大時において、代表ポートフォリオに基づく調整後スプレッドを適用している一般バケット及びミドルバケットでは、保険負債の減少額が資産価格の減少額を上回り、資本が増加する現象（オーバーシューティング）が生じる可能性がある（論点 3.3.2⑥）。
- 社債市場ではスプレッドに期間構造があることから、保険負債の評価に使用する調整後スプレッドについても期間構造を組み込むことが適切ではないか（論点 3.3.2⑦）。
- 株式等の非固定利付資産は、スプレッドゼロとして調整後スプレッドの計算に含まれているが、除外すべき（論点 3.3.2⑨）。
- 代表ポートフォリオは、ICSのデータコレクションに参加している保険会社の資産構成に基づくものであり、日本の保険会社の実態を反映したものとなっていない（論点 3.3.2⑩）。

表 2 経済価値ベース評価手法に関する主な論点

番号	論点	最終化に向けての方向性	残課題
論点 3.3.1①	出再保険契約に関する契約の境界線	元受契約と同様の基準により判断することを基本的な方向性とし、FT23を通じた情報収集を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	出再保険契約に関する契約の境界線について、FT23を通じて当該要件に関するESRへの影響及び各社の実務差異を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。
論点 3.3.2⑥	調整後スプレッド オーバーシューティングに係る調整	オーバーシューティングを緩和する方策として、調整係数を適用することを検討する。	オーバーシューティングに係る調整について、ICSの議論の動向を踏まえつつ、FT23で追加的な情報収集を行い、引き続き検討する。
論点 3.3.2⑦	調整後スプレッド スプレッドの期間構造	調整後スプレッドに、期間構造を組み込むことを検討する。	スプレッドの期間構造について、ICSの議論の動向を踏まえつつ、FT23で追加的な情報収集を行い、引き続き検討する。
論点 3.3.2⑨	調整後スプレッド 非固定利付資産の取扱い	ミドルバケットの調整後スプレッドの計算における非固定利付資産の取扱いについて、加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母から株式等の非固定利付資産を除くこと等を検討する。	非固定利付資産の取扱いについて、ICSの議論の動向を踏まえつつ、FT23を通じて当該要件に関するESRへの影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。
論点 3.3.2⑩	代表ポートフォリオの資産構成	中小社を含む日本の保険会社のポートフォリオ構成に基づいた代表ポートフォリオとすることを検討する。	代表ポートフォリオの資産構成について、FT23を通じて当該要件に関するESRへの影響を把握し、必要に応じて仕様の修正を行う。
論点 3.3.3④	将来の所要資本の推計方法	原則としては将来の所要資本は将来の各時点において各リスクの所要資本の計算方法を適用することによって計算することとしつつ、各社の実務負担を踏まえ、ランオフパターンに基づく推計も認める。	FT23において、各社の取扱いを引き続き確認する。また、ランオフパターンに関するガイダンスについては、日本アクチュアリー会と連携し、引き続き検討する。

MOCE (論点 3.3.3①-⑥)

保険負債の評価において現在推計に上乗せされるマージンである MOCE については、暫定決定どおり、経済価値ベースの保険負債の一部に含まれるとともに、所要資本から控除せず、適格資本にも加えない(論点 3.3.3①)。また計測方法についても、資本コスト率を3%とする資本コスト法を採用する(論点 3.3.3②-③)。なお、欧州ソルベンシーIIでも、資本コスト率について現行の6%からの見直し(4.5%及び減衰アプローチ)の適用が検討されている。

将来の所要資本の推計方法については、暫定決定では、今後の FT 等を通じて検討を深めていくこととしていた。FT22 では、一部の保険会社は将来の各時点における所要資本を原則どおり計算している一方で、多くの会社では各社が適切と考えるリスクドライバーを用いたランオフパターン(時間の経過に伴い所要資本が減少してゆくパターン)に基づき将来の所要資本を推計していることが確認された。このため、全社一律の統一的な取り扱いは定めないものの、各社の取扱いの幅を揃えるため、ランオフパターンに基づく推定では、想定される手法の例示や解説・補足等を含むガイダンスの作成について、日本アクチュアリー会と連携し検討することとなっている。またドライバーの選択の妥当性を確保するため、保険数理機能が妥当性の検証を行い、保険負債の検証レポートに検証結果を記載することが基本的な方向性となっている(論点 3.3.3④)。

3.3 適格資本に関する論点

適格資本に関する論点については、以下を除き、基本的に暫定決定どおりの方向性が示されており、残課題も少ない。

- 連結ベースの計算において、グループ内のある保険会社の所要資本を超える超過資本は、法的制約等によって、グループ内の他の保険会社の損失や所要資本をカバーするために必ずしも利用できない場合があるため、暫定決定では、ICSの議論を踏まえて検討を行うこととしていた。特に、子会社の資本のうち非支配株主持分については、グループの持分ではないため、損失や所要資本をカバーするために利用できない蓋然性が高いことから、非支配株主持分に上限を設けることを基本的な方向性とし、ICSの議論の動向を踏まえて引き続き検討する(論点 3.4④)。
- 制度移行に際して資本調達手段の適格性要件に関する経過措置等の取り扱いについては、暫定決定以降検討することとなっていたが、FT23の結果や保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討することとなっている(論点 3.4⑤)。

3.4 所要資本に関する論点

各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数(以下「USP⁷」)の適用

(論点 3.5.1⑦-⑬、3.5.2④-⑤)

所要資本について暫定決定から大きく進んだ論点として、USP に関する論点があげられる。

各社のリスク特性を反映するため、一定の要件及び当局による審査の下で、USP を適用可能とする制度を導入することが基本的な方向性となっている。これは、新規制導入までのタイムライン、保険会社及び当局における審査負担から、内部モデルの承認よりも USP の適用が現実的と考えられたためである。

USP は、生命保険リスク(論点 3.5.1⑦)と損害保険リスク(論点 3.5.2④)を対象として、ストレス係数のみを各社の実績データに基づく各社固有のものとするもので、計測手法、計算区分、統合方法等は標準モデルを用いることが前提になっている点に注意が必要である。またチェリーピッキングの防止のため、USP を適用する場合は、原則として全てのサブリスクカテゴリーに適用すること、及び継続適用を求めることとしている。

USP 適用の制度導入に当たっては、カリブレーション方法、適用範囲、データに関する要件、審査基準、審査プロセス・承認後の運用、連結における取り扱いといった残課題があり、引き続き検討することになっている。

表3には USP に関する主な論点をまとめている。

巨大自然災害リスク(論点 3.5.3①-⑦)

巨大自然災害リスクの計測については、ベンダーモデルや自社開発モデル等の確率論的モデルを用いることができるが、以下の標準的手法以外の計測手法を用いて巨大自然災害リスクを計測する場合は、金融庁による審査によって内部モデルとして扱うことが明確になっている。

- 火災保険に係る日本の地震・風水災リスク：損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル(以下「機構モデル」)を標準的手法とする(論点 3.5.3①)。
- 火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスク：「機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法」(手法1)、「ファクター方式による計測方法」(手法2)のいずれか、又は両方を標準的な手法とするが、技術的な課題も踏まえ引き続き検討する(論点 3.5.3②)。

⁷ Undertaking-Specific Parameters の略で、会社固有のストレス係数やリスク係数を指す。欧州ソルベンシーIIでも制度として導入されている。

表3 USPに関する主な論点

番号	論点	最終化に向けての方向性	残課題
生命保険リスク			
論点 3.5.1⑦	各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数 (USP) の方向性	各社のリスク特性を反映するため、一定の要件及び当局による審査の下、USP を適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。	以下を引き続き検討する。 ・カリブレーション方法 ・USP の適用範囲 ・データに関する要件 (データ品質を含む) ・審査基準 ・審査プロセス・承認後の運用 ・連結における取扱い
論点 3.5.1⑧	USP に関する論点 カリブレーション方法	予測に対する実績の比率が正規分布に従うとしてストレス係数を算出する方法が考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	カリブレーション方法について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点 3.5.1⑨	USP に関する論点 USP の適用範囲	チェリーピッキングを防止し、各社のリスク特性を反映するという本来の目的を踏まえ、USP を適用する社においては、原則生命保険リスクのすべてのサブリスクカテゴリーに対して USP を適用することが考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	USP の適用範囲について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点 3.5.1⑩	USP に関する論点 データに関する要件	現在推計の計算に用いたデータと整合的なものとする、正確性、完全性、適切性が確保されたものとする等が考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	データに関する要件について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点 3.5.1⑪	USP に関する論点 審査基準	検証基準、統計的品質基準等を設けることが考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	審査基準について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点 3.5.1⑫	USP に関する論点 審査プロセス・承認後の運用	審査時に提出する情報や、承認後の各基準日における USP の更新について検討した。基準の最終化に向けて引き続き検討する。	審査プロセスについて、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
論点 3.5.1⑬	USP に関する論点 連結における取扱い	グループ内各社が単体で適用する標準ストレス係数又は USP を適用することが考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	連結における取扱いについて、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
損害保険リスク			
論点 3.5.2④	各社の実績データに基づく会社固有のリスク係数の方向性	生命保険リスクと同様、各社のリスク特性を反映するため、地理的区分「日本」を対象に、一定の要件及び当局による審査の下、USP を適用可能とする制度を導入することを基本的な方向性とする。	生命保険リスクと共通の論点 3.5.1⑨～⑬に加え、損害保険リスクのカリブレーション方法について、引き続き検討する。
論点 3.5.2⑤	USP に関する論点 カリブレーション方法	保険料リスクは期待損害率と実績損害率の比率が対数正規分布に従うとしてリスク係数を算出する方法、支払備金リスクは最小二乗法が考えられるが、基準の最終化に向けて引き続き検討する。	カリブレーション方法について、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。

市場リスク・信用リスク (論点 3.5.4.1①-論点 3.5.5④)

市場リスクでは、金利リスクと株式リスクが主な論点となっている。

金利リスクについては、「保険負債の割引率の標準モデルの仕様 (UFR 等) が原因で、規制上の金利リスクでは内部管理における ALM が逆効果となってしまう

課題」(論点 3.5.4.1②) について、検討状況が詳細に記載されている。

この論点には、①多くの会社で内部管理において標準モデルと異なる割引率を採用していること（UFRを使用しない補外、LOTを40年とする、調整後スプレッドのような上乘セスプレッドを使用しない等）、②標準モデルと内部モデルの差異が非常に大きい、③ALMは契約者保護やリスク管理の観点で重要性が高く、高度化を停滞・後退させることは回避したい、といった背景がある。

結論としては、以下の選択肢が示されており、FT23による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討することになっている。

- 選択肢 a：標準モデルの保険負債の割引率について、日本円に適用される LOT や UFR の水準が、日本の市場実態に照らして妥当なものとなっていない場合には、ESR への急激な影響にも留意しつつ、より妥当な水準へと変更していく。
- 選択肢 b：内部モデルの活用によって対応する。
- 選択肢 c：金利リスクの計測手法は標準モデルと同一とするが、金利リスク計測時の割引率は内部管理で用いる割引率を適用できる。

ただし、選択肢 a については、割引率の論点にもある LOT や UFR 等の妥当性は検証するものの、全社一律の標準モデルの変更につながるため慎重なスタンスである。また選択肢 b・c についても、市場リスク全体を統合アプローチで評価している場合等、金利リスクのみの内部モデルの適用が困難な場合や、新規導入時においては、内部モデルの範囲は自然災害リスクから段階的に拡大していくことを基本的な方向性としていることから、中期的な検討となる可能性が高い。

株式リスクの主要な論点には、単体規制における子会社株式の取扱い（論点 3.5.4.3①-⑥）、株式リスクに係る対称調整メカニズム（論点 3.5.4.3⑦）、インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減（論点 3.5.4.3⑧）がある。

- 単体規制における子会社株式について、株式リスクとして評価すると（非上場株式の場合 49% の価格下落ストレスが適用される）、リスク実態が適切に反映されない可能性があるため、LTA を認めることが暫定的な結論となっていたが、子会社株式に LTA を適用した親会社の単体 ESR は連結 ESR と類似した指標になる等の課題がある。このため、LTA を適用する場合の要件、対象、適用方式、ESR の評価における諸論点（MOCE の計算、資本流用可能性、税効果、USP の取り扱い）、内部検証・外部専門家による検証、開示といった多くの論点について引き続き検討することになっている。

- 株式リスクに係る対称調整メカニズムは、資産運用環境に応じて株式リスク係数を上下に変動させる政策的措置の導入に関する論点である。これは、株式リスク係数が一定の状況では、資産運用環境が大きく悪化した場合に、保険会社が ESR を回復するために株式を大量売却する等の行動により、株式市場がさらに暴落する、いわゆるプロシクリカリティ（景気循環増幅効果）を回避するための措置であり、欧州ソルベンシーIIでも導入されている。暫定決定を踏まえ、FT22では、保険会社が短期間で ESR の水準を回復させるための手段として株式の大量売却を行うことの蓋然性や、株式市場へのプロシクリカルな影響を与える可能性、本措置の導入によってプロシクリカルな影響を回避・抑制する効果を分析するために、補足的な情報収集を行ったものの、導入の必要性について確証を得るには至らず、ICSにおける議論の動向を注視するとともに、引き続き検討することとなっている。

- インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減も、保険会社が機関投資家としての役割を果たすための政策的措置であり、これも欧州ソルベンシーIIで導入されている。ESG投資等の促進が社会的要請となっている一方で、投資の促進という観点のみで特定の運用手段についてリスク係数を引き下げることは、規制上の裁定行為を誘発し、また保険会社のリスク管理の高度化を阻害する懸念もある。このため、ICSにおける議論の動向を注視するとともに、FT23による情報収集も踏まえ、引き続き検討することとなっている。

市場リスクでその他に残課題があるものとしては、一律 25% の価格下落としている不動産リスクのストレス係数の妥当性について確認することがあげられる（論点 3.5.4.4①）。

信用リスクでは、地方債（証券発行方式）及び地方公共団体向けの貸付金以外の日本の地方公共団体に対するエクスポージャーのリスク係数の妥当性を検討する（論点 3.5.5①）、現在利用が認められている全米保険監督官協会（NAIC）が指定した格付の利用について、ICSの動向を踏まえ、引き続き検討することとしている（論点 3.5.5②）。

非保険事業・税効果（論点 3.6①-論点 3.7②）

- 非保険事業については、暫定決定において示した事業体の分類及び所要資本の計算方法を踏襲することが結論となっている。特に、少額短期保険業者は保険事業に分類されるため、連結子会社となる場合には、保険会社と同様の所要資本を計算する必要がある。

しかしながら、重要性が低い場合には簡便的な取り扱いを定めることも考えられるため、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討することとなっている（論点 3.6①）。

税効果については、グループ内の各保険会社について、会計ベースの単体バランスシートにおける規制上の準備金に係る繰延税金資産（以下「DTA」）の取崩額を、(単体バランスシート上の DTA を上限に)連結ベースのバランスシートにおける DTA と直接相殺する手法を FT22 より試行し、基本的な方向としている（論点 3.7①）。これにより、DTA が一部相殺できず、Tier2 資本算入制限により適格資本に影響が生じる懸念が解消されることになった。

- 所要資本の計算において、税による軽減効果を考慮することが可能となっているが、軽減効果の上限が過度に保守的であるといった意見を踏まえ、FT23 を通じた情報収集や、ICS の議論の動向を踏まえ、基準の最終化に向けて引き続き検討することとなっている（論点 3.7②）。

4 第1の柱における内部モデルの活用

4.1 内部モデルのスコープ

内部モデルの活用について、暫定決定では自然災害リスクを優先的に検討することとしていたが、内部モデルのスコープについては以下のとおり、より明確な方向性が示されている。

- 新規制導入時には全てのリスクを内部モデルの対象とはせず、自然災害リスクを優先的に検討し、その後に段階的に導入することを基本的な方向性とする。
- 個社ごとにリスク特性が異なる可能性の高い生命保険リスク・損害保険リスクについては、新規制導入時においては、内部モデルではなく、USP による対応を検討する。
- 金利リスクの課題に対して、内部モデルの活用によって対応することが選択肢の1つと考えられているが（論点 3.5.4.1②選択肢 b）、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する。
- 金利リスク以外の市場リスク・信用リスクについては、各社間での共通性が比較的高いと考えられるため、第3の柱における比較可能性の担保も考慮し、他のリスクを優先して検討する。

「すべてのリスクを対象として内部モデルの活用を認めることは、規制上の要件と内部管理の整合性を高め、保険会社にリスク管理高度化のインセンティブを与える観点から望ましい」としつつも、標準モデルに関する検討課題の対応を優先せざるを得ない中で、

「内部モデルの活用を拙速に進めると、ESR の信頼性・比較可能性が損なわれる等の問題が生じる可能性も否定できず、新規制導入までのタイムラインを踏まえると現実的ではないと考えられる」という意見が上記結論に至った理由としてあげられている。

4.2 内部モデルの審査等

内部モデルのスコープについては上記の方向性のとおりであるが、審査基準、審査プロセス、内部モデル承認後の取り扱い、今後のスケジュール等についても、以下のとおり進展が示されている。

- 審査基準については、暫定決定を受けて、FT22 で実施した「自然災害モデルに関する自己評価」における5つの基準（検証基準、統計的品质基準、校正基準、ユーステスト及びガバナンス基準、文書化基準）をベースにアップデートされた審査基準案が示されている。この審査基準案は自然災害リスクに限らず、内部モデルの原則的な基準の位置付けとしている。今後、FT23 による情報収集や、保険会社及び関係者との対話を通じて引き続き検討する（論点 4.②）。
- 審査プロセスについては、2024 年後半から予定される自然災害リスクの予備審査に向けて、審査プロセスや提出書類の素案が示されている（論点 4.③）。また重要性が低いサブリスクカテゴリ審査については簡素化すること（論点 4.④）、単体ベースと連結ベースのそれぞれで審査・承認とするが、共通部分については審査済みの結果を適宜参照すること（論点 4.⑤）、海外の現地規制で承認を受けたモデルも金融庁による審査・承認の対象となるが、現地規制上の取扱いも考慮して審査を行うこと（論点 4.⑥）、といった基本的な方向性が示されている。
- 承認済みの内部モデルについては、承認後におけるモデル及びその管理・運用の継続的な適切性確保のため、保険会社が継続的に検証を行い、金融庁がレビューを行うことが重要と整理されている。このため、内部モデルの検証レポートを年1回作成し、取締役会等及び当局に提出することが基本的な方向性となっている。内部モデルの検証レポートの記載事項は検討中であるが、標準モデルによる所要資本の計算結果及び内部モデルによる計算結果との比較も含まれている（論点 4.⑧）。またモデル変更を行う場合は、①モデルの重大な変更及びモデル変更方針の重大な変更があった場合には、再度金融庁へ内部モデルの適用を申請・承認を受ける、②モデルの軽微な変更のみの場合は、事前の申請・承認は不要とし、内部モデルの検証レポートを通じて、金融庁へ報告する、ことが基本的な方向性となっている（論点 4.⑦）。

- 自然災害モデルの審査に関する今後のスケジュールが以下のとおり示されている（論点4.⑨）。
 - ① 2022年後半～2023年前半：審査基準案に則した保険会社による自己評価の実施及び金融庁によるレビュー
 - ② 2023年後半～2024年前半：審査基準案に則した保険会社による自己評価の再実施及び金融庁によるレビュー
 - ① 2024年後半～2025年3月：最終化された審査基準に則した予備審査の実施
 - ② 2025年4月～：ESRの初回報告のための本審査の実施

5 ESRに関する検証の枠組み

5.1 内部の検証態勢

暫定決定で示された以下のESRの検証の枠組みについて、より具体的な方向性が示されている。

- ① ESR全体に関する検証を行う機能（以下「ESR検証機能」）は、ESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備する。ESRの検証内容を取締役会等及び金融庁に年1回報告する。
 - ② 判断・見積りの要素が大きい領域のうち、特に保険負債については、保険負債に関する計算前提や計算手法といった保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（以下「保険数理機能」）が少なくとも、規制上のESRの計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証する。保険負債の検証内容を取締役会等及び金融庁に年1回報告する。
- 検証機能に関する監督上の要求事項等を保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）において定め、保険数理機能が実施した検証結果をまとめたレポート（以下「保険負債の検証レポート」）やESR検証機能が実施した検証結果をまとめたレポート（以下「ESR検証レポート」）は保険業法（第128条及び第271条の27）に基づく報告徴求とすることが基本的な方向性となっている。監督指針等の具体的な内容や提出期限については今後の課題としている（論点5.1①）。
 - 保険負債の検証レポート及びESR検証レポートは、単体及びグループレベルで年1回作成する。それぞれの記載事項についてはイメージとして一旦整理しているが、FT23を通じて検討する。また生命保険リスク・損害保険リスクに

USPを採用した場合の保険数理機能による検証の記載内容や、グループ内の海外子会社が現地規制に基づく保険数理機能により作成したActuarial Function Reportやリスク管理機能等により作成されたValidation Reportの活用についても引き続き検討する（論点5.1②-③）。

- 保険数理機能及びESR検証機能の責任者の資格要件・独立性及び適格性要件については、表4が基本的な方向性として示されている。なお、保険数理機能の責任者の適格性要件については日本アクチュアリー会との意見交換、調整を行うこととしている（論点5.1④）。

表4 検証機能に求められる資格要件、独立性及び適格性要件（イメージ）

	保険数理機能の責任者	ESR検証機能の責任者
資格要件	日本アクチュアリー会正会員若しくは日本アクチュアリー会に相当する海外の保険数理の専門職団体の正会員に相当する者に限定する。（外部委託する場合等の例外的な取扱いについては引き続き検討する。）	特段の資格要件を設けない。
独立性・適格性要件	監督指針に最低限の要件を示しつつ、1)検証機能の責任者の適格性要件等の設定、2)要件やその遵守状況等の文書化、3)金融庁への報告を求める。	

- 暫定決定では、保険数理機能の責任者の要件として保険計理人であることを必須としないこと、保険計理人によるSMR確認業務を廃止することを基本的な方向性としていた。保険計理人の実務基準に規定されている既存業務や新規制における保険計理人のESRへの関わり方については、日本アクチュアリー会と連携しつつ引き続き検討することとしているが、2025年度決算より改正後実務基準に基づく確認業務が行われることを想定すると、かなりタイトなスケジュールとなっている（論点5.1⑤）。

5.2 外部専門家による検証

暫定決定では、今後も引き続き関係者間で十分な議論・検討を必要とするという整理であったが、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を前提に制度の枠組みの検討を進める方向性がより明確になっている。検討の主な前提は以下のとおりである（論点5.2①）。

- ESRの外部検証を内閣府令等に規定し、2025年度末より外部検証を導入する。

- 外部検証を必須とする保険会社は、株式会社及び相互会社とする（支店形態の保険会社は対象外）。
- 会計監査人が保証業務実施者となることが最も経済合理的となるような制度を想定。保証業務に係る実務指針は日本公認会計士協会が整備する。
- 連結及び単体の経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務とする。
- 保険負債の計算に用いるイールドカーブは金融庁から保険会社に4月第1週を目安に提供する。
- 保険会社が金融庁にESRの報告を行う期限は7月末とし、ESRの保証業務に関する報告書を添付する。

またIFRS適用保険会社における検証の省力化の可能性についても引き続き検討することとし、効率的な外部検証の実現方法を検討する（論点5.2②）。

6 ESRに基づく監督措置、第2・第3の柱

6.1 ESRに基づく監督措置

暫定決定では、資本水準に基づき監督介入を開始する点であるPrescribed Capital Requirement（以下「PCR」）及び業務停止等の最も強い監督行動を発動し得る点であるMinimum Capital Requirement（以下「MCR」）についての論点を示すにとどまっていたが、検討状況2023ではESRを指標として用いた場合を想定して、以下の基本的な方向性が示されている。

- 現行の早期是正措置に係る命令における非対象区分から第三区分までの4つの区分を踏襲する。すなわち、PCRの水準は第一区分の監督介入開始点、MCRの水準は第三区分の監督介入開始点となる。第二区分の監督介入開始点がこれらの中間の水準、非対象区分が第一区分の監督介入開始点を上回る水準となる。
- PCRの水準をESR=100%として第一区分の監督介入開始点とし、開始点までの回復を現行制度と同様の期間（原則1年以内）とする。第二区分の監督介入開始点については、第三区分の監督介入開始点から幅を持たせた水準に設定する。第二区分の監督介入開始点に抵触した場合は、早期の回復を意識した監督上の対応を検討することとし、市場環境の状況などによって回復期間の延長を考慮することについても検討する。
- PCRとMCRの計算手法を同一とする。

第三区分の監督介入開始点となるMCRの水準は、ESR=0%を一定程度上回る単一の水準として検討する。MCRに抵触した場合の回復期間については、第二区分に比べてより緊急性が求められることから早期の回復を念頭に置いた監督上の対応を検討する。

- 現行の早期是正措置の区分命令においては実質資産負債差額の状況も考慮する体系となっているが、実質資産負債差額の取扱いは廃止する。一方、第1の柱で捕捉できない会計上の債務超過リスクや流動性リスクについては、第2の柱を通じて捕捉を行い、監督上の目線を位置付けた上でモニタリングをする。また早期是正措置と破綻処理との関係についても検討する。

6.2 第2の柱

暫定決定では、第2の柱に関する検討については今後本格化していく必要があるとしていたが、検討状況2023では、新規制への移行に伴い、第2の柱において特に改善及び更なる高度化を図っていくことが重要と考えられる主な論点を改めて整理している（表5参照）。特に以下の点が注目される。

- 暫定決定でも「内部モデルは第1の柱の標準モデルに捉われることなく、各社の特性や目的に応じた創意工夫や高度化を図っていくことが重要」としていたが、これを促進するために内部管理におけるESRと規制上のESRとの差異について継続的に提出を求め、内部モデルの高度化に資する好事例の公表等を検討する（論点7.②）。
- 第1の柱で捉えきれないリスクや定量化が難しいリスクとして、具体的に、流動性リスク、気候変動リスク、サイバーリスク等をあげている。これらについては「リスクとソルベンシーの自己評価」（以下「ORSA」）レポート等に基づくモニタリング等を通じて、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、金融庁のモニタリングの着眼点を検討する（論点7.④）。
- 上記6.1のとおり、早期是正措置の区分命令の枠組みから実質資産負債差額を廃止する方針となっているため、第1の柱で捕捉できない会計上の債務超過リスクや流動性リスクについては、第2の柱を通じて捕捉を行うこととしている。特に流動性リスクについては、徴求データの見直しについて、保険会社のリスク管理状況を踏まえ検討する（論点7.⑤）。
- 新規制導入後も、現行のFTのテンプレートをベースとしたデータ提出を求めることを基本的な方向性とし、今後検討を行う。また決算状況表やオフサイトモニタリング計表等の既存徴求データの見直しについても検討することとしている（論点7.⑥）。

表5 ESRに基づく第1の柱の導入に伴う第2の柱における論点

番号	論点	最終化に向けての方向性	残課題
論点 7.①	内部管理の高度化	各社の ORSA の活用状況等を踏まえ、引き続き ERM 態勢の高度化を促進するための方策について検討する。	同左
論点 7.②	内部管理における内部モデルの高度化	各社の内部モデルの主體的な高度化を促すために、内部モデルの活用状況をモニタリングし、当局による内部モデルの好事例の公表等の方策について検討する。	現行の FT で提出を求めている内部管理における ESR と規制上の ESR との差異について継続的に提出を求め、各社の主要な差異を特定のうえ内部管理の実態を把握する。また、当局による内部モデルの高度化に資する好事例の公表等を検討する。
論点 7.③	内部モデルのモデルガバナンス	FT23 を通じた情報収集を踏まえ、監督指針における内部モデルガバナンスに係る着眼点の見直しを検討する。	同左
論点 7.④	第1の柱では捉えきれないリスク	第1の柱で捉えきれないリスク（流動性リスク等）や定量化が難しいリスク（気候変動リスク、サイバーリスク等）について、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、当局のモニタリングの着眼点を検討する。	第1の柱で捉えきれないリスクや定量化が難しいリスクについて、ORSA レポート等に基づくモニタリング等を通して、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、モニタリングの着眼点を検討する。
論点 7.⑤	流動性リスク管理態勢	保険会社の流動性リスク管理態勢に係る着眼点や徴求資料の見直しについて、ORSA レポートから得られる各社の現時点の流動性リスクの管理状況を踏まえ、引き続き検討する。	同左
論点 7.⑥	当局への ESR に関するデータ・資料の提出	FT のテンプレートをベースに、モニタリング上の活用や中間期末における簡便的な取扱い等を踏まえ検討する。	当局によるモニタリングのため保険会社に提出を求めるデータについては、FT のテンプレートをベースに、モニタリング上の活用や中間期末における簡便的な取扱い等を踏まえ検討する。その際は、決算状況表やオフサイトモニタリング計表等の既存徴求データの見直しについても検討する。

6.3 第3の柱

暫定決定を受けて、開示項目、開示の比較可能性の確保、消費者向け開示について、以下の方向性や残課題が示されている。

- 定量的な開示項目としては、①所要資本・適格資本、②バランスシートに係る情報、③感応度分析、④変動要因分析等、を法定開示項目とし、これ以外の事項については、例えば、監督指針等において第3の柱に関する基本的な考え方等を示した上で、特段の様式等は定めず各社の自主的な取組みに委ねる。具体的な開示項目については引き続き検討する（論点 8.1①）。
- 定性的な開示項目としては、リスク管理等に係る重要な情報や ESR の適切性の確保を説明するガバナンス情報、定量的な開示項目を補足する上での重要な情報等を法定開示項目とし、これ以外の事項については、例えば、監督指針等において第3の柱に関する基本的な考え方等を示した上で、特段の様式等は定めず各社の自主的な取組みに委ねる。具体的な開示項目については引き続き検討する（論点 8.1②）。
- 法定開示項目については、金融庁が様式を定めて開示すべき項目や開示雛形を示すことにより、各社間での開示情報の統一化を図ることで比較可能性を向上させる。法定開示項目以外については、開示に当たっての基本的な考え方を検討するとともに、比較可能性の向上が図られるよう引き続き業界団体との対話等を行う（論点 8.2①）。
- 消費者に対しての保険会社の情報開示に当たっては、現行の取組み（ディスクロージャー誌の公開）を参考とし、業界団体との連携を通じて同様の解説資料等を活用することにより、消費者の理解を促進する（論点 8.3①）。
- 保険業法に基づいた開示方法については、SMR での対応と同様の方法で求めることを基本的な方向性とするが、開示期限（事業年度経過後4か月以内）及び経過措置の取扱いについては引き続き検討する（論点 8.4①-②）。

7 保険会社にとっての課題

検討状況 2023 は、基準の最終化に向けた論点及びその検討状況をまとめたものであるが、いくつかの論点では新たに暫定的な結論や具体的な方向性を示している。特に、保険会社の今後の態勢整備の観点から以下の点が注目される。

- ESR の法定報告期限については、SMR と同様、年度末は基準日から 4 か月以内（7 月末まで）、中間期末は基準日から 3 か月以内（12 月末まで）としているが、提出資料、中間期末の仕様、検証の粒度や深度、外部専門家による検証、開示等の関連する論点が多く、最終的な結論は示されていない。
- 重要性を踏まえた実務的な取り扱いとして、プロポーシヨナリティ原則を補完するガイドラインの素案が提示されている。また判断の妥当性について独立した検証を行うこと及び金融庁への報告を基本的な方向性としている。
- 内部の検証態勢については、暫定決定で示された検証の枠組みをより具体化し、ESR 検証機能と保険数理機能に分けて整理している。一方、外部の検証態勢については、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を前提として、原則として会計監査人が実施主体となる方向性が明確になっている。
- 制度導入までの時間的な制約や保険会社及び金融庁の負担軽減を理由に、第 1 の柱における内部モデルの活用について、新規導入時には自然災害リスクに限定し、生命保険リスク・損害保険リスクについては、内部モデルではなく USP による対応方針が示され、USP を適用する場合の審査基準（案）も提示されている。
- 第 1 の柱における内部モデルの活用が当面は限定される一方で、第 2 の柱における内部モデルについては、「第 1 の柱の標準モデルに捉われることなく、各社の特性や目的に応じた創意工夫や高度化を図っていくことが重要」という整理をしている。さらに第 1 の柱で捉えきれないリスク（流動性リスク等）や定量化が難しいリスク（気候変動リスク、サイバーリスク等）は第 2 の柱の内部モデルで捕捉することが推奨されている。
- 経済価値ベース評価手法のうち、割引率に関する仕様については ICS と同様とする一方で、「内部管理と標準モデルで保険負債の割引率の LOT・UFR が異なることが原因で、内部管理で金利リスクをヘッジしているにも関わらず、規制上の ESR で金利リスクが過大評価されてしまう課題」（論点 3.5.4.1②）については、選択肢を示しているものの、解決への道筋は明確ではない。

以下では、上記の注目すべき点から示唆される保険会社にとっての課題について考える。

7.1 迅速・正確な ESR 計算インフラの整備

現実的には、決算作業の一環として ESR を算出することが自然であり、5 月の決算開示や IR 説明会等までに質疑応答に耐えられる一定の分析も行う必要があると考えられる。外部検証についても、金融庁への報告は 7 月末が期限となっているが、株主総会や社員総代会を一つの区切りとして意識する必要がある。

また内部管理としては、将来的に四半期あるいは月次での計測も検討する必要がある。さらに ORSA の観点からは、ESR の多角的な感応度分析や数年先までの将来予測、ストレステスト・シナリオテスト等への対応も必要になると考えられる。このような要請を考慮すると、迅速・正確な ESR 計算インフラを整備することが課題となる。

弊社の欧州ソルベンシーII 導入時の経験からは、以下の点が参考になると考えられる。

- 2016 年 1 月の欧州ソルベンシーII 導入時には、毎四半期ごとの単体の定量的報告テンプレート（Quantitative Reporting Template、FT の単体テンプレートに相当）について、作成から提出まで 5 週間以内に完了することを最終的な目標として、多くの保険会社でプロセスを抜本的に見直す動きが見られた。
- より多くの人的リソースを投入して、従来のプロセスをスピードアップすることによる時間短縮には一定の限界がある。このため、元データの抽出やデータ・クレンジングの自動化、検証から承認に至るプロセスの標準化、モデルの実行スピードの改善（不要なコードの削除、コードの最適化、ソフトウェアの最新バージョンへのアップグレード、クラウド環境における分散処理等）、マニュアル作業の削減、EXCEL ファイルの削減、報告書作成の自動化等といった様々な業務プロセスの改革が検討された。
- このような業務プロセスの改革は、①プロセスを効率的（自動化を含む）で管理が容易なものに見直すとともに、文書化する、②適切なテクノロジーを採用することで EXCEL の利用を制限し、強固なガバナンスのもとでプロセスを実行する、③自動化によって生まれた時間を利用して、トレーニングを通してチームのスキルアップを図り、モデルの維持・管理ができるようにする、といった成果につながった。これらは日本の保険会社にとっても重要な教訓になると考えられる。

一方、人的リソースに限界のある保険会社では、FTの仕様書の解釈や計算実務に習熟した人材を早急に育成・確保する必要がある。2025年度まで実施されるFTの機会を利用して、十分な人材や計算ツールが整備されているのかを確認するとともに、一定の業務については外部へのアウトソースや最新のIT技術に基づく自動化等を検討することも課題になると考えられる。

7.2 判断・見積もりに関する妥当性の確保

新規制では、SMRに比べて判断や見積もりに基づく計算要素が格段に増えることになる。後述するとおり、判断・見積りの要素が大きい領域のうち、特に保険負債については、保険数理機能が、保険負債に関する計算前提や計算手法といった保険数理に関する事項の適切性を確保することを求められ、ESRの計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証する必要がある。またESR検証機能が検証する所要資本も、経済価値バランスシートにおける判断や見積もりの影響を受けることになる。保険負債の評価・検証については、「暫定決定」において、金融庁によるガイドラインの素案が示されるとともに、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携してガイダンスを検討することとしている。

また判断そのものとも言えるプロポーシヨナリティ原則の運用については、補完するガイドラインの素案を提示するとともに、判断の妥当性についての独立した検証を行うことを基本的な方向性としている。

この観点からは、以下の課題が考えられる。

- 最初の一步として、判断や見積もりに基づく計算要素については、検討の経緯や結論をきちんと文書化しておくことが必要である。検討状況2023では、FT22で実施した内部モデルのガバナンスに関する自己評価（生保31社、損保24社が回答）について言及しているが、「エキスパート・ジャッジメントに係るプロセスが明確化されていない保険会社も見られる」とのコメントもあった。文書化に当たって、上述のガイドラインやガイダンスの要件も考慮する必要がある。
- 保険負債の計算前提設定を例にすると、損害保険会社の1号収支分析や生命保険会社のエンベディッド・バリュー（以下「EV」）等における弊社の経験から、日本では過去X年の実績平均を機械的に適用する実務が非常に多い印象を受ける。この場合、判断という意識が希薄となり、前提変更の影響分析を積極的に行わない、特殊な状況（例：新型コロナウイルス感染の拡大、実績のない新商品）ではアドホックな対応になる、といった懸念がある。一方、海外では、実績と比較をしたうえで前提変更を行うかどうかを決定し、変更する理由・しない理由を記載したエクスペリエンス・アナリシスと呼ばれる

レポートを作成するという実務が一般的に見られる。

- プロポーシヨナリティ原則についても同様で、影響僅少が個別に判断されているケースが多い印象を受ける。本来は、ある部分の計算を省略した影響額に、その他の部分の影響額を積み上げた全体の影響額を計算したうえで、重要性があるかどうか判断するという実務が求められていると思われる。原則を補完するガイドライン素案では「計算結果の差異がESRに対して与える影響がX%未満であれば重要な差異とはみなさない」といった定量基準は、各社の実務の柔軟性が損なわれるため定めないことを基本的な方向性としているが、海外のEVの計算実務では、各社が金額的な重要性判断の限度額（マテリアリティ・リミット）を設けていることが多い。

7.3 内部検証を想定した計算プロセスの構築

内部の検証態勢については、暫定決定で示された検証の枠組みをより具体化し、ESR検証機能と保険数理機能に分けて整理している。ここでは内部検証を円滑に進めるために、計算部門におけるより実務的な課題をあげる。

- FTのテンプレートを前提にすると、ESR計算の大まかな流れは、①期末の保有契約データ、資産・保険負債以外の負債データ、資本調達に関するデータや情報を整備する、②経済前提や保険事故発生率・解約率等の保険前提を計算モデルに入力し、将来キャッシュフローから保険負債を計算する、③資産の時価に関する情報や税効果等を考慮して経済価値ベースのバランスシートを作る、④経済価値ベースのバランスシートの純資産をもとに資本調達に関するデータや情報から適格資本を計算する、⑤リスクに相当するショックを与えた前提を改めて入力し、経済価値ベースのバランスシートを再作成して、ベースシナリオとの差を所要資本として計算する、となる。
- このプロセスの特徴として、計算量が多く、所要資本計算や感応度分析などで前提を変更した再計算が多く行う必要がある、といった点があげられる。また会社によっては、IFRS第17号、内部モデルやEVの計算等にも将来キャッシュフローを使う可能性があり、またこれらの計算について一つの数理計算ソフトだけではなく、EXCELを含めて複数のアプリケーションを利用している会社も多いと思われる。この結果、前提変更等のプロセスが複数のアプリケーションにわたって正確に行われることが求められる。

- このように複雑なプロセスの中では、検証すべきポイントも多岐にわたる。大前提として、計算の前提が正しく設定されているか、という問題がある。保有する商品種類が多い場合、前提は複雑かつ膨大なものになる傾向がある。

また計算モデルについても、昨年度のモデルを修正したり、新商品や新制度への対応を行なった結果、複数のバージョンが併存している可能性もある。さらに、保険負債を計算してから、資産と統合して経済価値ベースのバランスシートを作ったり、各所要資本を統合してESRを計算したりするプロセスは、FTのテンプレートと同様、EXCELによるマニュアル作業となることが多い。この場合、内部検証部門による検証が可能となるように、数値の転記やコピーといった手作業をきちんと証跡として残す必要がある。

- 証跡を残す必要があるのはマニュアル作業だけではなく、計算モデルも、どの保有データを使って、どのバージョンのモデルを、どの前提を取り込んで、いつ計算したのか、というログをきちんと残すことが理想的である。計算量が多かつ複雑であることから、後から検証資料を用意するのではなく、計算プロセスを構築する段階で検証可能性を考慮しておく必要がある。

7.4 内部モデルの高度化

欧州ソルベンシーIIでは、第1の柱に会社独自の要素を反映する場合、全面的に内部モデルを用いる（全部内部モデル）、一部のリスクやサブリスク等に内部モデルを用いる（部分内部モデル）、USPを用いる、といった選択肢がある。例えば、ドイツのアリアンツグループは全部内部モデルの承認を取得しており、リスクカテゴリーの構成さえも標準モデルとは異なる。これは、自社の経営管理やリスク管理の実態に合わせたリスク管理モデルを一貫して使いたいという強いニーズがあったと考えられ、非常に大きい負荷をかけて承認を取得している。

一方、日本の新規制では、第1の柱における内部モデルの活用やUSPの適用が当面は限定されるため、会社独自の要素を反映できる余地が少ない。このため、会社のリスク管理実態に沿ったリスク計測モデルは、第1の柱の標準モデルとは別に、第2の柱としての内部モデルを構築して担うことになる。

この観点からは、以下の課題が考えられる。

- 第1の柱と第2の柱のESRやリスク量の差異の分析をもとに、両者をどのように使い分けるのか、あるいは両者を近づける必要があるのかどうか（第1の柱で内部モデルやUSPを使って第2の柱に近づけるかどうか）を検討することが必要になる。検討状況2023でも、「第1の柱の標準モデルは内部管理において使用されることを意図して設計されたものではないため、仮に内部管理においても標準モデルと同様の手法

を採用する場合に、保険会社自身のビュー及び内部管理の目的に照らして適切な選択と言えるか、慎重な検討が必要」と述べている。

- 第2の柱の内部モデルについては、モデルガバナンスに関する課題もある。前述したFT22で実施した内部モデルのガバナンスに関する自己評価によれば、ICSの評価基準2（厳格な内部モデルの検証プロセスの整備）では、「検証プロセスが十分に整備されていない保険会社が見られる」、評価基準3（取締役会による承認）では、「経営会議及び取締役会に対して報告しているが、承認までは至っていない保険会社が多い」、評価基準6（ユーステストとガバナンス基準の遵守）では、「内部モデルの手法・結果が、リスク戦略及びオペレーションのプロセスに完全には組み込まれておらず、保険会社の意思決定に用いられていない保険会社も見られる」、基準7（文書化基準の遵守）では、「内部モデルの検証基準に関して、文書化されていない、若しくは、基準の遵守性を十分に示すにはさらなる改善が必要である会社も見られる」といった指摘がある。内部モデルの高度化は、モデルガバナンスの観点からも検討すべき点が多いように思われる。

7.5 おわりに

ここまで、検討状況2023で明確になった基本的な方向性から示唆される課題を見てきたが、2025年度の新規制導入までに実際に取り組むべき課題やその優先順位は会社によって大きく異なるかもしれない。

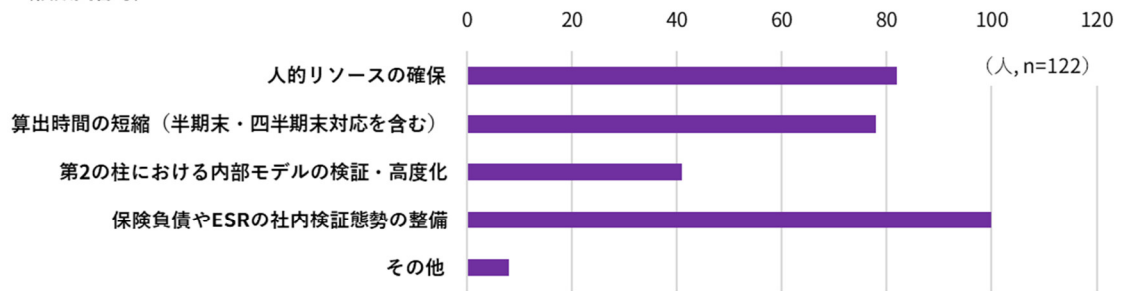
参考までに、弊社が2023年9月に開催した「経済価値ベースのソルベンシー規制セミナー」（43社、122名が参加）の参加者アンケート結果からは、以下の特徴が見られた（図1参照）。

- 課題として、保険負債やESRの社内検証態勢の整備、人的リソースの確保、算出時間の短縮（半期末・四半期末対応を含む）をあげる参加者が多い（質問1）。
- 第1の柱における内部モデルやUSPの利用は未定としている参加者が多いが、施行時における利用は少ない印象（質問2）。
- 第2の柱における内部モデルの方向性についても未定としている参加者が多いが、第1の柱の要素の反映を検討している参加者も多い（質問3）。

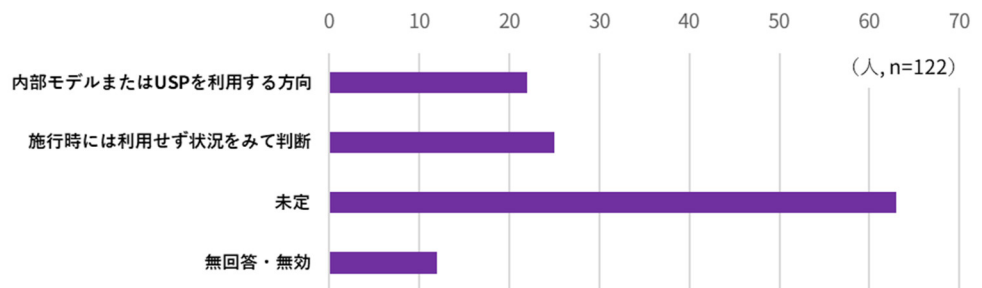
2024年春には最終基準案が公表される予定であり、現在実施中のFT23を除けば、FTは残り2回（2024年及び2025年）になると思われ、準備のために使える時間も少なくなっている。本稿が新規制導入までに残された期間をどのように有効に使うべきか考える際の参考になれば幸いである。

図1 弊社主催セミナーの参加者アンケート結果抜粋（43社、122名）

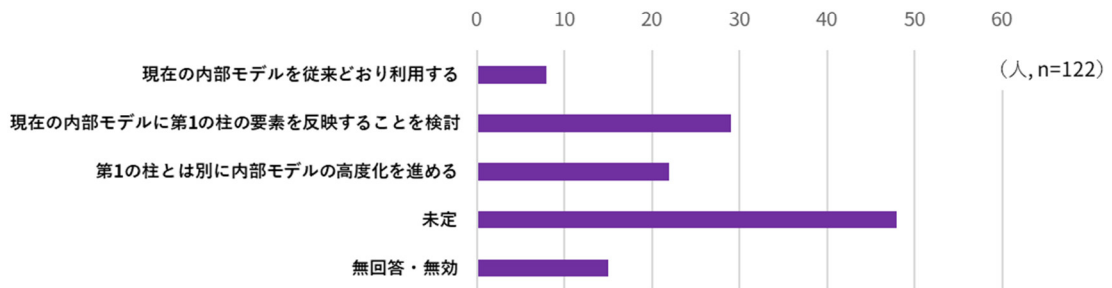
質問1 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けて貴社が課題と認識している内容をお教えてください
 （複数回答可）



質問2 第1の柱における内部モデルやUSPの利用について、現在の検討状況をお教えてください



質問3 第2の柱における貴社の内部モデルについて、現在の検討状況をお教えてください



本資料の内容についてのお問い合わせ先：

土井 和行

Tel: 03-4565-6221

Email: kazuyuki.doi@wtwco.com

嶋田 以和貴

Tel: 03-4565-6245

Email: iwaki.shimada@wtwco.com

菊池 慶

Tel: 03-4565-6233

Email: kei.kikuchi@wtwco.com

WTW

保険コンサルティング&テクノロジー部門

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-1-6

日比谷パークフロント 13F

Tel: 03-4565-6120 (大代表)

03-4565-6114 (部門代表)

WTW について

WTW (NASDAQ : WTW) は、企業に対し、「人材」、「リスク」、「資本」の分野でデータと洞察主導型のソリューションを提供しています。世界 140 の国と市場においてサービスを提供しているグローバルな視点とローカルな専門知識を活用し、企業戦略の進展、組織のレジリエンス強化、従業員のモチベーション向上、パフォーマンスの最大化を支援します。

私たちはお客様と緊密に協力して、持続可能な成功への機会を見つけ出し、あなたを動かす視点を提供します。



wtwco.com/social-media

Copyright ©2023 WTW. All rights reserved.

WTW-ICTJP-23-10

